

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う各種お取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、罹患された皆さまの一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

弊社では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、当面の間、下記の対応とさせていただきます。

通常よりお手続きの完了までに時間を要する場合がございます。大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 保険金・給付金のお取り扱いについて

保険金・給付金等のお支払い業務は継続しておりますのでご安心ください。
ご請求に関するお問い合わせはコールセンターにお電話ください。

**新型コロナウイルス感染症と診断（PCR検査等で陽性と判明）され、保健所等の判断により宿泊施設や自宅で療養された場合、感染症法に基づき就業制限された期間が入院給付金のお支払いの対象となります。
詳細については以下をご参照ください。**

2. コールセンターの営業時間について

「平日 9:00~18:00 / 土・日 9:00~17:00」※1とさせていただきます。
(祝日を除く)

※1 コールセンターが繋がりにくくなる場合があります。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別取扱い

「保険金・給付金のご請求」「商品付帯サービス」について、次の取扱いを行っております。なお、「保険料のお払込み」に関する払込猶予期間延長の特別取扱い※2受付は終了しております。

※2 緊急事態宣言が発令された地域のご契約を対象に、お客さまからの申出により、保険料のお払込みを猶予する期間を最大6カ月まで延長する特別取扱い。

【保険金・給付金のお取り扱いについて】

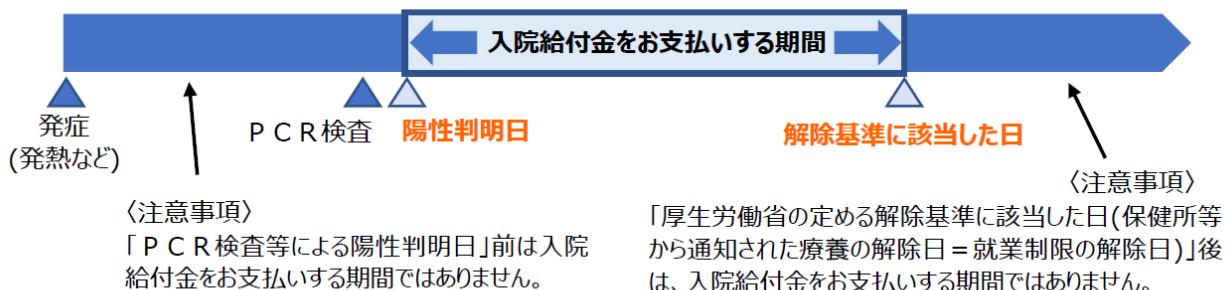
■ 「新型コロナウイルス感染症」で宿泊施設や自宅で療養された場合

新型コロナウイルス感染症と診断（PCR検査等で陽性と判明）され、保健所等の判断により宿泊施設や自宅で療養された場合、感染症法に基づき就業制限された期間が入院給付金のお支払いの対象となります。宿泊療養・自宅療養による入院給付金のご請求にあたっては、療養期間がわかる「就業制限解除通知書」「自宅療養・宿泊療養証明書」などの保健所・自治体等が発行した書類の写しをご提出いただきます。

入院給付金をお支払いする期間は、「PCR検査等による陽性判明日」～「厚生労働省の定める解除基準に該当した日（保健所等から通知された療養の解除日＝就業制限の解除日）」です。「厚生労働省の定める解除基準に該当した日」とは、ホテルなどでの宿泊療養の場合は「退所日」、自宅療養の場合は「療養期間の終了日」となります。

なお、抗原検査の結果や同居家族の感染状況、発熱等の臨床症状を踏まえ、PCR検査等を行わずに医師が新型コロナウイルス感染症陽性と診断を行う、いわゆる「みなし陽性」の場合は、「医師の診断日」～「厚生労働省の定める解除基準に該当した日（保健所等から通知された療養の解除日＝就業制限の解除日）」が入院給付金のお支払いの対象となります。

【PCR検査等で陽性が判明し自宅で療養された場合】（イメージ）



■ 「新型コロナウイルス感染症」でご入院された場合

新型コロナウイルス感染症および感染の疑いにより、治療を目的に入院された場合、「疾病入院給付金」のお支払理由に該当します。医師の指示により医療機関に入院された場合、検査の結果で陽性と判定されたかどうかにかかわらず、他の疾病と同様に「疾病入院給付金」のお支払いの対象となります。

また、本来入院による治療が必要な状態であったものの、「新型コロナウイルス感染症」の影響による医療機関の事情等により、入院ができないまたは予定よりも早く退院せざるを得なくなった場合、医師の証明書等をご提出いただくことで、本来予定していた入院期間について「入院給付金」をお支払いします。

■ 「新型コロナウイルス感染症」で手術を受けられた場合

新型コロナウイルス感染症および感染の疑いにより、治療を目的に手術を受けられた場合、検査の結果で陽性と判定されたかどうかにかかわらず、他の疾病と同様に「手術給付金」のお支払理由に該当します。

例えば、新型コロナウイルス感染症の治療で、人工呼吸器装着のため気管切開の手術を受けられた場合、「手術給付金」のお支払いの対象となります。

■「新型コロナウイルス感染症」でお亡くなりになられた場合

新型コロナウイルス感染症で被保険者が死亡された場合、検査の結果で陽性と判定されたかどうかにかかわらず、他の疾病と同様に「死亡保険金」「収入保障年金」のお支払いの対象となります。

■「新型コロナウイルス感染症」の影響等により電話診療やオンライン診療を受けられた場合

新型コロナウイルス感染症および感染の疑い、またはその他の傷病により医療機関に入院された場合で、退院後に医療機関への通院による治療が必要であったにもかかわらず、医療機関の事情等により電話診療やオンライン診療を受けられたときは、その診療日は「通院治療給付金」のお支払理由に該当します。

■「特別条件付契約」の新型コロナウイルス感染症のお取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症および感染の疑いを原因として給付金等のお支払理由に該当された場合、特別条件は適用せず、給付金等をお支払いします。詳細は別表をご覧ください。

【商品付帯サービスについて】

メディケア生命の所定の商品※3の契約者・被保険者、その配偶者および同居のご家族がご利用いただける「24時間電話健康相談サービス」※4において、新型コロナウイルス感染症に関するご相談も承っています。ドクターやヘルスカウンセラー（保健師・看護師等）が、24時間年中無休で対応します。

※3 このサービスの利用対象商品は、医療終身保険（無解約返戻金型）(20)〔新メディフィットA〕、医療終身保険（無解約返戻金型）(20) 健康還付給付特則 適用〔新メディフィット リターン〕、医療終身保険（無解約返戻金型）〔メディフィットA、充実メディフィット〕、医療終身保険（無解約返戻金型）健康還付給付特則 適用〔メディフィット リターン〕、薬剤治療保険（無解約返戻金型）〔メディフィットEX〕、薬剤治療保険（無解約返戻金型）(21)〔メディフィットEX〕、特定疾病一時給付保険（無解約返戻金型）〔メディフィットPlus〕、特定疾病一時給付保険（無解約返戻金型）(22)〔新メディフィットPlus〕、がん治療保険（無解約返戻金型）〔メディフィットがん保険〕、医療定期保険（無解約返戻金型）〔メディフィット医療定期〕、限定告知型医療終身保険（無解約返戻金型）〔メディフィットRe〕、一時払がん医療終身保険〔メディフィット がんバリュー、充実スタイル〕、入院保険〔メディフィットS〕、長期入院保険〔メディフィットL〕です。

※4 業務委託先であるティーベック株式会社が提供するサービスであり、メディケア生命の提供する保険またはサービスではありません。

ご利用に当たっての連絡先については、保険証券に同封のチラシをご確認ください。また、お電話いただく際には、お手元に保険証券をご準備ください。

(ご参考) ティーペック株式会社の対応方針

厚生労働省より各都道府県衛生主管部に向けた方針を確認し、新型コロナウイルス感染症に関する相談対応を行っています。新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義にあてはまるものは、「各都道府県等が設置している電話相談窓口」を案内しています。また、新型コロナウイルス感染症の全容が解明されていないため、厚生労働省や国立感染症研究所のガイドラインに沿った回答となります。

【保険料のお払込みやご契約に関するお問合せ】

【保険金・給付金のご請求に関するお問合せ】

メディケア生命コールセンター

(フリーダイヤル) 0120-315056

受付時間：* 当面の間、平日 9:00~18:00 / 土・日 9:00~17:00 にて受付しております。(祝日を除く)

上記受付時間については、今後変更となる可能性もありますので、変更時には弊社ホームページにてご連絡いたします。

【別表】 特別条件付契約のお取扱いについて

特別条件付契約	特定部位不支払方法、保険金削減支払方法、特定高度障害状態不支払方法の条件（特別条件）を適用したご契約
取扱い	新型コロナウイルス感染症および感染の疑いを原因として、給付金等の支払理由に該当した場合、特定部位不支払方法、保険金削減支払方法、特定高度障害状態不支払方法を適用せず、給付金等をお支払いします。
適用期間	新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された2020年2月1日以降に発生したお支払理由に対して適用されます。※5

※5 2021年2月13日以降は、新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に分類変更となりますが、その後発生したお支払理由に対しても適用されます。